

障害福祉サービス等報酬改定検討チーム	
第2回（H26.7.15）	ヒアリング資料4

平成26年7月15日

障害福祉サービス等報酬改定に対する要望について

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
会長 嵐谷 安雄

利用者が必要とする障害福祉サービスを受けるためには、事業者の運営の安定化はもとより、福祉・介護職員の処遇の改善と確保が喫緊の課題であると認識しています。障害者総合支援法に基づき提供される障害福祉サービスの状況を把握しつつ、その課題解消に向けた適切な措置が講じられるよう、以下のとおり、要望します。

1. 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の「骨格提言」を可能な限り反映していただきたい。
2. 地域生活支援事業の地域間格差を解消していただきたい。
3. 個別給付は、原則、日払いとするが、人件費及び事務経費は、原則、月払いにしていただきたい。
4. 介護保険対象年齢になった場合でも、従来から受けているサービスを継続して受けられるようにしていただきたい。
5. 報酬単価の引上げ及び加算制度の見直しをしていただきたい。
 - (1) 基本報酬単価の引き上げ
 - ① 訪問系単価を引き上げ。特に、重度訪問介護の単価引き上げ
 - ② 小規模のグループホームの単価の引き上げ
 - ③ 単独型短期入所の単価の引き上げ
 - ④ サービス等利用計画支援の単価の引き上げ
 - ⑤ グループホームの夜間支援の単価の引き上げ
 - (2) 加算制度の見直し
 - ① 職員の経験年数等に応じた加算制度の新設
 - ② 新規利用者にかかる初回加算に加え、事業所を新規に開設した場合の加算制度の新設

以 上